

## ヤンゴン日本人会 公的機関・法人会員名簿 規則集

### 1. 公的機関・法人会員名簿

下記の URL をクリック願います。個人情報管理の関係上、個人名は記載していません。

- (1) [公的機関会員名簿](#)
- (2) [法人会員名簿](#)

### 2. 現在の会員数

	男性	女性	小計	
大使館計	10	6	16	
独行法計	24	9	33	
学校計	9	9	18	
法人(上場)	166	38	204	
法人(非上場)	29	15	44	
個人会員	119	56	175	
合計	357	133	490	会員総数

上場	非上場
49	27
法人合計	76

本名簿及び規則の著作権はヤンゴン日本人会に帰属し、当会の事前の書面による許可なくこれを転記して商行為等に利用することは、堅くお断り致します。

交通事故も頻発しており、医療事情も極めて劣悪なヤンゴンです。ヤンゴン日本人会では、安全と会員相互の連絡の確保のため、E-mail アドレスと携帯電話等の登録をお願いしています。

### 3. 2018年4月からの個人会員数の推移

<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1000.meibo/02.kojin.suii.pdf>

### 4. 2018年4月からの法人会員数の推移

<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1000.meibo/03.houjin.suii.pdf>

# 会員名簿の改訂にあたって

ヤンゴン日本人会

## 〈お願い〉

会員名簿は、会員の皆様からの届け出に基づき、毎年6月、10月、及び2月に改訂版を作成しています。従って、これらの届け出をされない場合には、原則として名簿に反映されません。

また、お届け頂いた記載内容で法人の所在地や携帯番号、E-mail アドレスの変更があった場合は、速やかに変更届のご提出をお願い致します。メールでも結構です。contact@yja-myanmar.org です。個人会員の方で、帰国の際に退会届をお忘れになる方が多いようですので、必ず提出して下さい。

## 〈会員資格〉

満18歳以上の在留日本人とその家族(国籍不問)、及び外国籍であっても入会が認められた者、更には日本人が所属する法人等の組織で、会費を納入して頂くことを前提とします。学生と配偶者は無料です。詳しくは巻末の会則をご参照下さい。

会社が法人会員でヤンゴン日本人会に入会しているので、自分も社員だから日本人会の会員であるという、勘違いをされている方が時々いらっしゃいます。

しかしながら、例え会社が法人会員に入っていたとしても、入会届を提出されて、個人会費をお支払いになって、会員名簿に登録されて、会員番号が入った会員証をお持ちでないと、日本人会の会員ではありませんので、お間違いのないようお願い致します。

## 〈名簿記載要領〉

法人会員の場合、法人名に加えて代表者1名を明記して下さい。代表は個人会費が免除されます。法人会員の代表以外の方は個人会費の納入が必要です。入会の際、法人会員欄に法人名、個人会員欄に個人名を記載して下さい。個人会員の場合は個人会員欄に個人名を記載して下さい。

## 〈各種届〉

入会・変更・退会の各種届は、所定の用紙をジャパン・クラブ、大使館窓口にも用意していますので、必要事項をご記入の上、ジャパン・クラブへご提出下さい。

## 〈会費〉

4月にご入会された場合、法人会員(上場企業)はUS\$650.-その他はUS\$350.-、個人会員はUS\$60.-です。学生会員及び家族会員(配偶者)は無料です。年会費をジャパンクラブのスタッフに直接お支払い下さるか、銀行振り込みをお願い致します。年度途中での入会は、月割計算をします。会費の払い戻しは致しません。お支払いはジャパン・クラブにて、全て新しく綺麗な米ドル札の現金でお願いします。

## 〈カードでの会費のお支払い〉

詳しくは下記のURLの「会費のお支払い方法」をご参照願います。

<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1008.kaikei/06.shiharai.houhou.pdf>

## 〈日本人会会報〉

日本人会会報《PADAUK パダウ》や、その他の配布資料の作成・印刷は、広報担当役員にボランティアでご尽力を戴いています。会員への配送はしていません。ジャパン・クラブに置いてありますのでご自由にお取りください。パダウの内容は、日本人会のホームページの一番上の左から3番目のコンテンツでご閲覧頂けます。日本人会からトピックス等のお知らせを配信しています。受信ご希望の方は、メールアドレスのご登録をお願い致します。

日本人会会報《PADAUK パダウ》やホームページに記事や広告の掲載を希望される方は、広報担当役員へお問合せ下さい。  
[kouhou@yja-myanmar.org](mailto:kouhou@yja-myanmar.org)

# 目 次

## ❖ 法人会員名簿

(1) 公的機関会員名簿

<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1000.meibo/01.kouteki.pdf>

(2) 法人会員名簿

<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1000.meibo/01.houjin.pdf>

## ❖ ヤンゴン日本人会規則集

1. 「ヤンゴン日本人会」 会則 (2021年2月23日改訂)  
<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1000.kisoku/100001.kaisoku.pdf>
2. 「ヤンゴン日本人会」 会則付則「会計規則」 (2022年6月28日改訂)  
<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1000.kisoku/100002.kaikeikisoku.pdf>
3. 「ヤンゴン日本人会の銀行口座情報について」 (2019年6月7日 改訂)  
<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1008.kaikei/06.ginkoukouza.pdf>
4. 「ヤンゴン日本人会が保有する広報媒体に関する細則」 (2021年5月26日改訂)  
<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1000.kisoku/100004.kouhou.pdf>
5. 「日本人クラブ(JAPAN CLUB)運営規則」 (2021年1月26日改訂)  
<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1000.kisoku/100005.japanclub.pdf>
6. 「ヤンゴン日本人会 出張規約」 (2017年7月18日 制定)  
<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1000.kisoku/100006.shucchoukiyaku.pdf>
7. ヤンゴン日本人墓地における慰霊碑、墓碑、墓石等の建立申請に関する規約 (2014年1月21日制定)  
<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1000.kisoku/100007.nihonjin.bochi.pdf>
8. イエウエイ日本人墓地における慰霊碑、墓碑、墓石等の建立に関する申請書  
<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1000.kisoku/100008.bochi.shinseisho.pdf>
9. 日本人墓地案内地図  
<https://goo.gl/maps/Az7xdTeLaNuEWg7R8>
10. 日本人クラブ(JAPAN CLUB)案内地図  
<https://goo.gl/maps/arzNjewyxqGLETwz6>
11. 「ヤンゴン日本人会」  
入会届 A  
<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1002.iimukyoku/20.nyukaitodoke.pdf>  
変更届 B  
<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1002.iimukyoku/22.henkoutodoke.pdf>  
退会届 C  
<http://yjahp.e7.valueserver.jp/1002.iimukyoku/24.taikaitodoke.pdf>